

公開質問状に対する回答

質問 1

都は、新型コロナウイルス感染症が都内で初めて発生した1月以降、東京都健康安全研究センターの検査機器の整備や民間検査機関への委託等により、検査処理能力の増強に継続的に取り組んでいる。

3月上旬からは、PCR検査が保険適用となり、新型コロナ外来を設置する医療機関等でも民間検査機関を利用して検査を行うことが可能となり、都内の検査処理能力は拡大した。

また、都と、医療機関、保健所、検査機関等の関係者による検討の場を設け、より効率的に検査を実施できるよう、検査機関に関する情報共有を図っている。

質問 2

「東京アラート」は、当時の指標の一つであった「週単位の陽性者増加比」が2に近い水準の中、新規感染者数が30を超えるなど、足元の感染者数の増加状況を踏まえ、都民・事業者に警戒を呼びかける観点から発動したものであり、その発動及び解除に当たっては、東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の専門家の方々からも妥当だという判断をいただいた上で行ったものである。

質問 3

国は、PCR検査の対象者について、国内外の発生状況等を踏まえながら数次にわたり見直してきた。2月7日に発出された国の通知において、感染が強く疑われる場合には、より柔軟に検査を行うよう要請されたことを踏まえ、同月12日に、都と都内保健所において、感染が強く疑われる場合には検査を行うことを申し合せた。

その後、同月27日の国の通知において、医師の総合的な判断により検査を実施することが示された際にも、改めて申し合せを行った。各保健所では、こうした申し合せに基づき、適切に検査を実施してきたものと考えている。

質問 4

PCR 検査体制に関する国の調査については、新型コロナ外来を設置する医療機関等や民間検査機関、保健所等の状況の確認が必要な事項が含まれていることから、これらの機関にご協力をいただきながら、取りまとめを行っている。

都では、多数の関係機関への確認作業が必要となるため、期間を要する旨は国にも説明し理解を得ている。全体の取りまとめ作業を速やかに進め、精査ができ次第、国に提出予定である。

質問 5

都内の PCR 検査処理能力は、現在、概ね 3,100 件まで確保されている。また、検体採取を担う、新型コロナ外来は 102 か所、地区医師会と連携して実施している PCR センターは 31 か所まで増えしており、検査分析を行う民間検査機関の検査機器の整備に対しても支援を行っている。

さらに、新宿区では積極的疫学調査を進め、無症状の接触者にも積極的に検査を行い、陽性者を把握している。

また、都は、繁華街等への対策として、国や地元自治体・保健所、事業者の協力も得ながら、対応策の周知や検査の勧奨など多面的に対策に取り組んでいる。

質問 6

新たなモニタリングは、感染症等の専門家の意見も踏まえ、「新規陽性者数」、「#7119 における発熱等相談件数」、「新規陽性者における接触歴等不明者」、「検査の陽性率」、「救急医療の東京ルールの適用件数」、「入院患者数」、「重症患者数」の 7 項目を設定した。

都内の感染状況や医療提供体制に関して、毎週、専門家の視点で科学的に分析していくこととしたものであり、それを踏まえて、都の現状を総合的に判断することとしている。

質問 7

保健所法の地域保健法への改正により、母子保健など、住民に身

近で頻度の高い保健サービスは、市町村が担うこととされた。

この考え方に基づき、都は平成16年4月に、多摩地域の保健所を広域的・専門的・技術的拠点として再編整備を行った。

都は、市町村を支援するため、都保健所の機能強化を図っており、都保健所は、協議会の運営、訓練や研修会の実施などを行っている。

今後も、都保健所が関係機関と連携して的確に対応できるよう、必要な体制を確保していく。

質問8

3月6日及び19日付けで、国から新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増えた場合に備えた準備を行うよう各都道府県あてに通知が発出され、都もこれを踏まえ、国から示された計算式に従い、流行ピーク時における患者数等の想定を行った。

それに基づき、専門家からのご意見等も踏まえた上で、3月23日に開催した、第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、都としての医療提供体制に関する方針を決定した。

その中で、入院医療体制については、患者の重症度に応じて病床確保を行うこととし、当面、重篤・重症者用100床、中等症者用300床を確保し、ピーク時には重篤・重症者用700床、中等症用3,300床を確保することとした。